

安心・安全な学校生活を送るために

～生徒のみなさんが先生から、「おかしいな」「モヤモヤするな」「イヤだな」と感じることをされたとき～



「性暴力」※は人間の尊厳を著しく損なう行為です。

教職員から「性暴力」が生徒のみなさんに及ぶことのないように、ルールを決める法律があります。

たとえば、

- 先生は、生徒の体に、必要もないのに触りません。
- 先生は、学校の中や学校の外で生徒と、校長先生の許可なく二人きりになりません。
- 先生は、生徒と個人的な連絡を行いません。
- 先生たちと生徒の皆さんとの間に交際関係は成立しません。

先生たちは、学校の中でも、学校の外でも、ルールを守ります。もしも、ルールを守らない先生がいたら、みなさんは「イヤです」と言ってよいのです。我慢せず、ほかの先生や保護者など、信頼できる大人に相談しましょう。

まわりの大人に話したくないときには、相談シートに書いて送ったり、相談窓口に話したりすることができます。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口



※ 性暴力とは、性的な言葉や行動で人を傷つけること。直接体に触る行為だけでなく、覗いたり見せつけたり、相手が嫌がっているのに性的な言葉を言ったり、SNSメールで性的な言葉を送る行為も性暴力です。

相談シート 中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部版）

の
り
し
ろ

の
り
し
ろ

生徒のみなさんが性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。
性暴力は、身体に対する暴力に限られませんし、親しい人からされる場合もあります。
学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思って、話
したいことがあったらこのシートに書いて、送ることもできます。

＜誰のことを話したいですか。＞

- 1 自分のこと 2 友達のこと（ 年 組 さん ）

＜どんなことですか。当てはまる番号を○で囲んでください。＞

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。
4 用事もないのに、自分一人だけ密室になるような場所に呼び出された。
5 食事や自宅にしつこく誘われた。 6 恋愛対象として見ていると伝えられた。
7 叩かれたり、蹴られたり、突き飛ばされたりした。 8 傷つく言葉を言われた。
9 机を蹴られるなど恐怖感を与えられた。
10 それ以外（ ）

誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。＞

- 1 知らない人 2 学校の先生（ 先生 ）
3 それ以外のひと（ ）

＜いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。＞

- 1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の着替えの時間
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日
6 それ以外（どんな場面？ ）

ひとりで抱え込まないで、

信頼できる大人に話してみましょう。

あなたは決して悪くありません。



府中市立第十中学校

年

組

名前

名前は書きたくなければ匿名での提出も可能です。

うちがわ
内側に
お折る

うちがわ
内側に
お折る

がっこうせいかつ なか こま
学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人

ようごきょうゆ など そうだん
(養護教諭、スクールカウンセラー等)にも相談できます。

じぶん し ひと そうだん い か
もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の

そうだんさき そうだん
相談先に相談できます

じ どう せい と きょうしよくいんとう せいぼうりよく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための

だいさんしゃそうだんまどぐち
第三者相談窓口

でんわそうだんうけつけじかん
電話相談受付時間

げつ ひ、もくようび こゝろ じ
月、火、木曜日：午後3時から6時まで

どようび こぜん じ しようこ
土曜日：午前9時から正午まで

かくようび だんせい じょせい べんごし たいおう
※各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。

どうはんべんごし
※当番弁護士は下記のホームページで御覧確認できます。

とうきょうとくいきょういんかい じ どう せいとせいぼうりよくぼうし けんさく
「東京都教育委員会」「児童・生徒性暴力防止」で検索するか

みぎ
右のQRコードで検索してください。



メールアドレス

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp



この相談シートはインターネットでも回答できます。

みぎ
右のQRコードで検索してください。



料金受取人払郵便

新宿局承認

4352

差出有効期間

2026年3月

31日まで

(切手不要)

163-8001

434

とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

東京都新宿区西新宿2-8-1

じ どう せい と きょうしよくいんとう せいぼうりよく まも
児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための

だいさんしゃそうだんまどぐち

第三者相談窓口 行

たいばつなど かん そうだん う つ
(体罰等に関する相談もこちらのシートで受け付けできます。)

でんわ いがい ほうほう そうだん
※電話やメール以外の方法で相談したいときは、この
てがみ つか そうだん
手紙を使って相談することもできます。